様式第６号（第４条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日執行

（東串良町長・町議）選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　候補者

記

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 　　　枚 |
| 作成金額 | 　　円 |
| 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数 | 　　　か所 |

備考

１　この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が東串良町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合にはポスター作成業者は、東串良町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

　(1)　枚数　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

　(2)　限度額

88,000円＋541円31銭×ポスター掲示場数

＝単価…１円未満の端数は切上げ

　　　　　ポスター掲示場数

　　　　単価×確認された作成枚数＝限度額